



# Tax Watch Update

Issue No. 16

2012年6月

法人所得税 2

付加価値税 3

## 要約

- ▶ 社長の署名及び印鑑を有しない税金申告書類を提出した場合、事業体はミスを修正して、交換書類を提出しなければなりません。交換書類の提出日が規定した期限より遅く場合、事業体は延滞提出行為で処罰される。
- ▶ 投資プロジェクトにより、新しく設立される企業に対する法人所得税の優遇措置は責任有限企業から株式会社に転換する場合に適用されない。

## 法人所得税（法人税）

### 社長の署名及び社印を有しない税金申告書類

税務総局の 2012 年 3 月 26 日付 Official Letter 1066/TCT-KK により、社長の署名及び社印を有しない税金申告書類を提出した場合、事業体はミスを修正後の書類を提出しなければなりません。修正後の書類の提出日が規定された期限より遅い場合、事業体は延滞提出行為として処罰をされます。

### 企業業態転換に対する法人所得税の優遇措置

税務総局の 2012 年 3 月 29 日付け Official Letter 1120/TCT-GS は投資プロジェクトにより、新しく設立される企業に対する法人所得税の優遇措置は、責任有限企業から株式会社に転換する場合には適用されないと確認しました。

## 要約

- ▶ OL1629 はResolution No. 13/NQ-CPIにより支払が延期されるVAT申告のガイドラインである。従って、各申告方法（紙、バーコード或いはインターネット経由）により、事業者は税務申告書に延期される場合を追加記入する、又は付録を添付し税務機関にメールで送信をする。
- ▶ 外国契約者は供給する機械・設備のインボイスを発行する必要がないが、輸入するベトナム側はVAT及び輸入税を納付する。
- ▶ 非金融機関よりの利息に関するVATへの不明瞭な点を明確化するために、財務省は政府首相に組織・個人（金融機関と事業者とは区別しない）の貸付活動より取得した収入に対するVATを徴収しないと提案した。

## 付加価値税（VAT）

### Resolution No. 13/NQ-CP により支払延期される付加価値税（VAT）の申告

2012年5月16日、税務総局より Resolution No. 13/NQ-CP により支払が延期される（4月、5月、6月）事業者に対する VAT 申告のガイドラインである Official Letter 1629/TCT-CS（OL1629）を発行されました。

OL1629 による、税務総局は納税者用税務電子申告システムのソフト（バーコード、インターネットを通じる）をグレードアップができていないため、VAT の支払が延期される事業者は以下通りに申告をする必要があります。

**紙で申告、或いはバーコードがあるソフトで申告をする場合：**税務申告書の様式 01/GTGT に「支払が延期される場合：中小企業（或いは労働者を多く使用する事業者）」と追加記入します。

**インターネットを通じて申告をする場合：**事業者は税務電子申告書に付録ファイル（様式に基づく）を添付し税務機関にメールで送信します。その中に「支払が延期される場合：中小企業（或いは労働者を多く使用する事業者）」と明記します。

租税管理法及び本 OL に規定された書類以外ものを提出する必要はありません。

### 外国契約者の契約に対する VAT インボイス発行

税務総局の 2012 年 5 月 17 日付け Official Letter 1663/TCT-CS のガイダンスにより、外国契約者が VAT を控除方法で納付し、ベトナム側が外国契約者の機械・設備を輸入し、VAT・輸入税の納付を行なう場合、外国契約者はベトナム側に該当機械・設備のインボイスを発行する必要はありません。

### ローンの利息に対する VAT

非金融組織・個人の貸付の利息に関する不明瞭点を明確化するために、財務省は政府首相に検討用 2012 年 05 月 12 日付 Official Letter 6812/BTC-TCT を提出しました。それにより、組織・個人（金融機関と事業者とは区別しない）の貸付活動より取得した収入に対する VAT を徴収しません。首相の指導を得た後に、財務省より正式なガイドラインを発行されます。

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

**Huong Vu** パートナー  
[huong.vu@vn.ey.com](mailto:huong.vu@vn.ey.com)

**Thanh Trung Nguyen** ディレクター  
[thanh.trung.nguyen@vn.ey.com](mailto:thanh.trung.nguyen@vn.ey.com)

**Trang Pham** ディレクター  
[trang.pham@vn.ey.com](mailto:trang.pham@vn.ey.com)

**Hoang Vu Phan** ディレクター  
[hoang.vu.phan@vn.ey.com](mailto:hoang.vu.phan@vn.ey.com)

**The Gia Tran** ディレクター  
[the.gia.tran@vn.ey.com](mailto:the.gia.tran@vn.ey.com)

**安西 冬樹** 日系企業担当マネージャー  
[fuyuki.anzai@vn.ey.com](mailto:fuyuki.anzai@vn.ey.com)

### ホーチミン事務所

**Christopher Butler** パートナー  
[christopher.butler@vn.ey.com](mailto:christopher.butler@vn.ey.com)

**Sarah Jubb** エグゼクティブ・ディレクター  
[sarah.jubb@vn.ey.com](mailto:sarah.jubb@vn.ey.com)

**Nitin Jain** ディレクター  
[nitin.jain@vn.ey.com](mailto:nitin.jain@vn.ey.com)

**Thinh Xuan Than** ディレクター  
[thinh.xuan.than@vn.ey.com](mailto:thinh.xuan.than@vn.ey.com)

**Thy Anh Huynh** ディレクター  
[thy.anh.huynh@vn.ey.com](mailto:thy.anh.huynh@vn.ey.com)

**小野瀬 貴久** 日系企業担当マネージャー  
[Takahisa.Onose@vn.ey.com](mailto:Takahisa.Onose@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction  
| Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000257

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。